

警察署等における白バイ乗務員の運用について

令和4年3月7日
大通達甲（交機）第1号
交通部長から交通部各課
・隊長、各警察署長宛て

（概要）

この通達は、警察署における白バイ乗務員の運用（警察署白バイ乗務員の指定、警察署白バイ乗務員の活動内容、活動上の留意事項等）について定めたものである。